



Save the Children
セーブ・ザ・チルドレン

安心安全な 子ども参加のための 実践事例集

特に自治体において
子ども参加を進めるために



安心安全な 子ども参加のための 実践事例集

特に自治体において
子ども参加を進めるために



安心・安全な子ども参加のための実践事例集 ～特に自治体において子ども参加を進めるために～
2024年7月12日発行

発行：公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

企画・実施：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー部 国内政策提言チーム 山内・武田

HP： <https://www.savechildren.or.jp/>

Email: japan.advocacy@savethechildren.org

ご協力：神奈川県川崎市、兵庫県尼崎市、宮城県石巻市、Henk van Beers, Global Lead Child Participation, Save the Children International, Eunah Jeong, Manager of Public Awareness & Advocacy Team, Save the Children Korea

監修：子どもの権利条約ネットワーク代表・早稲田大学名誉教授 喜多明人

デザイン：公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 広報室 和田



目次

1. はじめに	6
2. イントロダクション	7
子どもの権利とは	7
子ども参加とは	7
子ども参加のリスクと、避けたい事態	8
子ども参加における「安心・安全」とは	9
3. 安心・安全な子ども参加のための確認ポイント	10
4. 安心・安全な子ども参加のための確認ポイント項目に対応した事例集	14
1. 組織内調整	15
2. 多様な子どもたちが参加するための工夫	15
3. 人材育成	18
4. 行動規範	19
5. 大人の聴く姿勢について	20
6. フィードバック	21
コラム：子ども参加の促進のために—おとなの皆さんへ 喜多明人氏	22
5. おわりに	23
6. 参考資料：	24
安心・安全な子ども参加に関する自治体職員の課題意識	24
安心・安全な子ども参加のための確認ポイント事例ヒアリングについて	25
国内外の子ども参加に関わる資料集	27



1. はじめに

2023年4月1日に施行されたこども基本法では、子どもの権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子どもの権利条約の4つの一般原則が基本理念として掲げられています¹。また、子どもの権利を具体化し、子どもの権利に基づいた施策を展開する観点から、国や地方公共団体が当事者である子どもの意見を聴いて反映する仕組みをつくるのが同法にて義務付けられました²。これは子どもの意見が聴かれ、子どもの最善の利益が図られる社会を目指すうえで、大きな第一歩です。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、こども基本法制定とこども家庭庁発足の過程で、**子どもと政策決定者との対話の機会を設け**、こども家庭庁発足後は、意義ある子ども参加の仕組み作りに関する同庁への働きかけや、子ども参加の企画・実施を担う**自治体職員向けの勉強会**など、これまでさまざまな形で子ども参加に関わってきました。

このような一連の活動を行う中で、継続的に子どもの意見を聴く取り組みを行っている自治体がある一方、子どもの意見聴取の機会や場づくりに今後一から取り組む自治体も多いこと、また、それに伴い実践的な子ども参加の場や機会の企画・運営のためのガイドブックに対するニーズが高いことが明らかになりました。

そこでセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンでは、上記ニーズに応えるために「**安心・安全な子ども参加のための確認ポイント**（以下「確認ポイント」）」を作成、2023年5月に発表をしました（10～13ページに掲載）。本確認ポイントは、自治体が主催する子どもが参加する会場集合型やオンライン形式のワークショップなどを想定し、主催者等が企画や実施の段階で確認すべき、特に重要な視点をリスト化したものです。「確認ポイント」の内容と対応する形で作成された本事例集は、海外・国内で実践された具体的な対応事例を集めて作成しました。

ただし、確認ポイントと本事例集に記載している事項が、安心・安全で意義ある子ども参加を担保するために要する配慮事項のすべてを網羅するものではなく、また子どもの社会参画に普遍的なモデルはないということにご留意ください。各自治体により取り組みの段階や、地域の子どもをとりまく環境など状況が異なることから、それぞれの地域で継続して安心・安全な子ども参加を実現するためには、地域の実情や活用できる資源、子ども参加の段階などを鑑みながら、子どもと大人とが時間をかけて、ともに創意工夫を凝らした取り組みを進める必要があります。そのことを念頭に置きなが

ら、本事例集作成にあたりヒアリングにご協力いただいた自治体や組織が、どのような試行錯誤を重ね、どのような創意工夫を図っているのかを知っていただき、今後の皆さまの取り組みの参考として活用いただければ幸いです。

また、そのほかの参考資料として、国連子どもの権利委員会一般的意見12号³において挙げられている「意見を聴かれる子どもの権利を実施するための基本的要件」の解説と、具体的な実践事例や子ども参加の計画と評価のためのチャートをまとめた、セーブ・ザ・チルドレン発行の「**子ども参加における9つの基本的要件**」などの参考資料も、ぜひあわせてご参照ください。

本事例集が、皆さまの地域で子ども参加の仕組み構築を考える、またはさらに一歩前進させるためのきっかけになれば幸いです。



¹こども基本法（令和四年法律第七十七号）第三条一号～四号

²こども基本法（令和四年法律第七十七号）第十一条

³国連子どもの権利委員会、一般的意見12号（CRC/C/GC/12）、2009年7月

2. イントロダクション

子どもの権利とは

子どもの権利条約は、子どもを一人の人間として、権利の主体として捉え、子どもが人間として当たり前の正当な意思と要求をもつことを社会的に承認する「子どもの権利章典」です。世界中のすべての子どもたちが、子ども時代を自分らしく健康的に、安心して豊かに過ごせるために必要な権利をまとめています。条約を批准した締約国の政府は、これらの権利を守る義務があります。日本は子どもの権利条約を1994年に批准し、国内の法律や政策を通じて、子どもの権利を守ることを約束しています。子どもの権利条約には、「差別の禁止（第2条）」、「子どもの最善の利益（第3条）」、「生命・生存・発達の権利（第6条）」、「聴かれる権利（意見表明権）（第12条）」の4つの一般原則があり⁴、これらは国のみでなく、地方自治体や親・養育者、学校、企業、NGO/NPOなど、子どもに関わるさまざまな関係者が前提とすべき原則です。

これら一般原則のうち、意見を聴かれる権利（意見表明権）は、「すべての子どもは、自分に関わるあらゆることについて、自身の意見を言うことができ、またその意見が正当に重視される権利を持っていること、そのため特に国の機関は、子どもに影響を及ぼす決定をするときに、子どもの意見を聴く機会を十分に確保しなくてはならない」といったことを定めています⁵。

⁴国連子どもの権利委員会、一般的意見5号（CRC/GC/2003/5）、2003年9月、第12パラグラフ

⁵児童の権利条約、第12条

⁶例えば、表現の自由、思想・良心の自由、信教の自由、結社の自由、平和的な集会の自由、プライバシーの保護および情報アクセスの自由などの権利が「参加」の概念に含まれます（子どもの権利条約第13条～第17条）。さらに第23条は、障害のある子どもたちが地域社会に積極的に参加できるように条件を整えることの重要性を掲げています。また、第29条は、平和、寛容、平等を推進する自由な社会において、子どもが責任のある生活を送れるような教育を奨励しています（セーブ・ザ・チルドレン「子ども参加のための9つの基本的要件」より）。



子ども参加とは

子どもの参加とは、子どもたちが個人または集団で、直接的または間接的に自分たちに関係するあらゆる事柄に、十分な情報を得た上で、進んで参加することです。これには、年齢や能力の異なる子どもたちや、差別や不平等の影響を受けている子どもたちも含まれます。参加とは、意見を表明する機会を持ち、その意見を真剣に受け止められ、意思決定に影響を与える機会を持つことで、子どもたちの市民的・政治的権利の一部です。参加は、家庭、学校、地域社会、司法・行政手続き、仮想空間など、さまざまな場で起こりえます。また、地域、国、国際レベルでの参加もありえます。

子ども参加を支えるのは、意見を聴かれる権利（第12条）です。また意見を聴かれる権利は、子どもの権利条約の一般原則の1つとして、条約に掲げられた他のすべての権利とつながり、かつ切り離せない関係にあります。さらに、子どもにとって意味のある参加を実現するために重要な条文は他にもあり⁶、いずれも第12条と密接に結びついています。2023年4月に施行されたこども基本法（令和4年法律第77号）第3条1号から4号においても、こども施策の基本理念として、一般原則に考慮することが謳われています。また、子どもの権利委員会一般的意見12号 において挙げられている「意見を聴かれる子どもの権利を実施するための基本的要件」の解説も、子ども参加を実践する際の参考になります。

子ども参加の取り組みには、子ども・若者が政策決定者と定期的に自分たちを取り巻く課題について、意見交換や提言を行うイベントや、子ども会議・若者議会のような場、審議会や懇談会などの委員への子どもの選出、オンライン上での政策決定者と子どもの対話、SNSを活用したやり取り、パブリックコメントなどを通じた意見聴取、学校など子どもが集う場で行うアンケートへの回答などを含む、さまざまな形態があります。

本事例集作成のためにヒアリングを行った自治体・団体では、子ども会議の定期的な開催や、自治体首長への提言、子ども施設の事業指定管理者選定プロセスでの子どもの参加、ユースセンターと行政とが連携して子どもの声を聴き、子どもたちの意見の実現を子どもと大人とがともに目指す事業など、幅広い形態の子ども参加が行われています。

子ども参加のリスクと、避けたい事態

子どもと大人の双方にとって意義深いものとなり得る子ども参加ですが、その実施にあたっては、さまざまなリスクも考えられ、企画・運営側である大人がこれらリスクについて知らないことで、子どもにとって取りかえしのつかないダメージを与えてしまうことも起こり得ます。そのような事態を防ぐためには、どのような状況を避けるべきか、子ども参加に伴うリスクについて、事前に大人側が把握をし、子どもたちの安心・安全が継続的に担保される環境を意識的に創出することが重要です。具体的なイメージを持っていただけるよう、以下にリスクと、避けたい事態の例を挙げます（これらはあくまで事例であり、これ以外の状況も想定されます）。

リスク 年齢や発達程度、特性が考慮されず、子どもが意見を表明できないこと

例えば・・・

- 議題が難しいために、何について話したらいいのかよくわからない
- 発達障害などがあり、子ども会議に参加したいが他の子どもと同じように口頭でうまく意見を伝えられない
- 試験・受験が子ども参加の機会と重なって、子ども参加の機会に参加できない

リスク 子どもが、参加によって不利益を被ること

例えば・・・

- 子どもと政治家との会議で子どもの承諾がまま写真が撮られ、制服を着た子どもの写真が SNS に掲載され、子どもの個人情報が晒された
- 児童虐待について聞かれて、子どもがフラッシュバックを起こした
- 子ども参加の企画で、以前大人関係者から不適切な発言を受けた子どもが、主催者に相談したのにまた同じことが起こった
- 学校に対して批判的な意見表明をしたことで、内申書に悪影響があった

リスク 子どもの本意に沿わない形で、その意見が大人に操作されること

例えば・・・

- 大人が子どもの意見に評価を下す、特定の意見を誘導する
- 子どもが、大人同士の意見の対立の間に立たされ、大人の意見を伝える手段にされてしまう
- 子どもが大人に忖度をして、大人の聞きたがる意見を言う
- 子どもの了承が無くまま子どもの意見や顔が映った写真が公表された

リスク 子どもの意見が受け止められないで流されてしまうこと

例えば・・・

- 子どもよりも大人の人数が圧倒的に多い会議の場で、子どもの意見が埋没してしまう

リスク 子どもが意見を言った後に失望し、意見表明への関心をなくすこと

例えば・・・

- なぜ意見が聴かれたのかわからなかった、自分の意見が尊重されなかったと感じた、意見に対する十分なフィードバックが得られなかった、大人に嫌な思いをさせられたなどの理由から大人や子ども参加に失望し、その後は意見を出す場や機会に参加しなくなる
- 政策決定者との対話会に参加した議員が、子どもの意見表明に十分な理解が無く、子どもの意見を真剣に聞けなかった
- 子ども向けにアンケートを実施したが、具体的な政策検討では参照されなかった

子ども参加における「安心・安全」とは

セーブ・ザ・チルドレンは、子ども参加がきっかけとなって上記のようなリスクによる負の影響が起こることを事前に分析・予防した上で、子どもが自由、かつ主体的に意見を表明できるよう、子どもの権利に根差した子ども参加が行われている状態を「安心・安全」と考えます。

「リスク」と考えると難しく感じますが、例えば子ども参加の場において、子どもたちが一人の人間として「自分が大切にされていない」と感じるような状況、または不安を感じながらも周りにそのことを伝えづらいというような状況が、子どもたちの安心・安全が守られていない状況です。子ども参加を企画・運営する大人が、子どもたちの目線に立って、その声を聴きながら、子どもの最善の利益は何か、また、子どもに害を及ぼさないためにはどうしたらいいのかについて考えることで、生じ得るリスクや、予防策が見えてきます。

今後、国や自治体が子ども施策について子どもの声を聴き、それを活かしていく場面や機会を設定するにあたり、そのような取り組みに関わる大人には、子どもの声を聴くために、大人側から子どもがいる場所や子どもが話しやすい場所に出向いたり、子ども施策についてなぜ子どもの意見を聴こうとしているのかについて、子どもに対する事前説明を行い、聞かれた意見はどう反映されるのか、また、出された意見は無駄にならないことや貴重な意見であることを説明するなど、さまざまな配慮や対応が求められます（詳しくは、「安心・安全な子ども参加のための確認ポイント」参照）。



3. 安心・安全な子ども参加のための確認ポイント

本確認ポイントは、自治体が主催する、子どもが意見表明を行う会場集合型やオンライン形式のワークショップなどを想定し、主催者などが企画段階で、また企画実施の現場や最中に確認すべき特に重要な視点をリスト化したもの

です。ただし、確認ポイントと本事例集に記載している事項が、子ども参加企画で子どもの安心・安全を担保するために要する配慮事項のすべてを網羅するものではないことにご留意ください。

段階	サブカテゴリ	確認ポイント
企画段階	1 企画	1-1 子ども参加の目的や、どの段階から子どもが関わるのか、どの程度関わるのか、また、どれくらいの期間関わるのかなどの参加の程度（企画からなのか、意見聴取のみなのか、モニタリング・評価にも関わるのか等）について検討し、組織内で合意が取れている。
		1-2 イベントや取り組みを企画する際、子どもたちにとってどのようなリスクがあり得るか話し合った。また、リスクに対する予防策や軽減策は取り入れている。
		1-3 企画段階から実施・終了後まで、安心・安全を主導する担当者が任命されており、その責任と役割は明らかになっている。
		1-4 子どもの意見を聴く際には、子どもの年齢や発達段階、特性に配慮をしている（例：コミュニケーションを円滑にするためのファシリテーターやサポート人員の配置、会議時間の設定、言語以外の手段を含め、様々な意見表明の方法を用意することなど）。
	2 実施環境	2-1 子どもの参加条件や選考が必要となる場合には、病気や障害、言語や文化の違い、家庭環境や経済的理由などによって一部の子どもの参加機会が奪われないよう、環境を整えている。（例：使用言語・使用施設や設備などの配慮、交通費の支給など）
		2-2 会場を利用する場合は、子どもにとって使いやすい設備であるか、安心・安全に過ごせるか（例：どの子どもにとっても使いやすいトイレであるか、避難経路はわかりやすいかなど）、また、子どもが自由に意見を出すという企画趣旨に合った会場の設計になっているか（例：子どもに合った机・椅子の高さ、目線の高さ、動き回れるフリースペースがあるなど）を確認し選んでいる。
		2-3 特に障害のある子どもなど、配慮が必要な子どもが参加する場合には、そうした子どもたちが参加しやすいような適切な配慮がなされている（車いすでも移動可能、手話通訳表示ができるなど）。

段階	サブカテゴリ	確認ポイント
企画段階	3 人材	2-4 子どもが参加しやすく、安心して意見を言いやすい環境を検討している（日時の選定、場の選定（例：学校、児童館、学童保育施設、公民館、市役所など）、活動期間、開始時期、時間帯、頻度、休憩、参加する大人の服装、ニックネームの使用、グループの人数や構成、アイスブレイクの設定、ファシリテーターやメモ係の設置、臨機応変な対応など）。
		3-1 子ども参加の企画を実施するスタッフが、子どもの権利や安心・安全な子ども参加についての理解のための勉強会を行ったり、研修を受講している。
		3-2 子どもと接する上での注意事項（行動規範）を明らかにして、全てのスタッフや関係者に知らせている。また、全員がその役割と責任を理解し誓約している。
		3-3 他の団体や外部人材と一緒に取り組む場合、子どもの権利や安心・安全な子ども参加について理解をするよう、子どもと接する上での注意事項（行動規範）の説明の機会を設け、誓約を得ている。
募集・参加条件	4 同意・情報管理	3-4 大人の参加者が、子どもの権利や安心・安全な子ども参加について理解をするよう、子どもと接する上での注意事項（行動規範）の説明の機会を設け、誓約を得ている。
		4-1 すべての子ども・保護者に参加の同意を得ている。
		4-2 写真・動画を撮影する場合、それらをどのように利用するかについて事前に取り決め、その内容を子どもと保護者に説明した上で、撮影・肖像権利用の同意を得ている。撮影を拒むことで不利益になることはない。
		4-3 子ども、大人、保護者を含む参加者などが、主催者の許可なく子どもの写真、動画、デジタル画像を撮影ないし私的利用しないこと（特にSNS発信など）について、注意喚起している。
	5 送迎・リスク対応	4-4 個人情報の管理責任者と管理方法は明確になっている。また、参加する子どもや保護者に対してそれらについて口頭で説明、または記載している。
		5-1 会場集合型のイベントを行う場合、会場までの子どもの送迎方法と責任の所在が明らかになっている。会場への安全なアクセスが確保できない場合は、送迎に関するサポート方法を検討している。
		5-2 会場への移動時を含め、事故や病気、災害発生時の連絡先や対応策は明らかになっている。それらは、参加する子どもや家族にも共有されている。

段階	サブカテゴリ	確認ポイント
意見表明における安心・安全の確保	6 基本ルール	6-1 子ども参加は任意であり、子どもの意思や判断で「話したくないことは話さなくてよいこと」、「いつでも中断できること」、「スタッフは子どもの意見を尊重すること」、「他人の発言を尊重すること」などの、互いに安全にかつ敬意を持って接する方法について、基本ルールを定め、子どもに周知している。
		6-2 子ども参加の企画の開催の目的と子どもの参加の意義、役割などを、対象の子どもに適した・わかりやすい方法で伝えている（例：なぜ意見を聴かれているのか、自分の意見が影響を与えられることと、与えられないことは何か、どんな責任やリスクがあるかなど）。
	7 大人の聴く姿勢	7-1 子どもの意見を聴く大人が、安易に話を受け流す、子どもの話を聴くのではなく自分の話を長々とする、意見の誘導を行う、子どもが考えをまとめるのを待たずに早々に対話を打ち切ってしまう、子どもの意見に対して大人が評価を下す、といった態度を取らず、子どもが主体的に意見を表明できるよう子どもをエンパワーするなど、事前に望ましい「大人の聴く姿勢」に関する説明をしている。
	8 情報提供	8-1 行政の施策など子どもにとって馴染みがない事柄について子どもの意見を聴く場合には、子どもたちの日常生活でイメージしやすい具体例を示すなどして、子ども目線のわかりやすい丁寧な説明を行っている。
	9 衝突・対立への対策	9-1 子ども間の衝突・対立があった場合に、まず子ども同士の解決を促している、あるいはいじめや人権侵害のような場合は、毅然と対応している。
	10 アンケート	10-1 子ども参加のイベント・機会の後に、安心・安全な意見表明ができたかどうかの確認のために参加者・子どもたちを対象としたアンケートを行っている。
相談体制と問題対応	11 相談窓口の設置・周知	11-1 子どもの権利侵害や安心・安全に関わるような問題や懸念があったときに、子どもも大人も相談・通報出来る相談窓口（メールや電話）と担当者を設けている。また、子どもたちが相談しやすいよう、相談・通報の手段を複数用意している（例：相談窓口、意見箱、振り返りの会でのヒアリング、アンケートで尋ねるなど）。
		11-2 スタッフや大人と子ども両方に、安心・安全な子ども参加のための注意事項を、あらかじめ説明している（例：オリエンテーションで知らせるなど）。
	12 振り返り	12-1 安心・安全な子ども参加のための対策について、企画が終わるごとに、関係者で振り返りミーティングを設けている。また、実践から得た学びや子どもたちの声もとに事業の評価を行い、次の企画に反映している。

段階	サブカテゴリ	確認ポイント
	13 報告	13-1 子どもへの不適切行為や権利侵害が発覚した場合は、しかるべき手順を踏んで関係機関へ報告を行っている。
	14 再発防止策	14-1 子どもへの不適切行為や権利侵害が発覚した場合は、再発防止やその記録管理を適切に行っている。
オンライン利用時	15 報告	15-1 オンライン会議等を利用する場合、その利用や登録のための適用年齢や条件を確かめ、最も安全で適切なメディア・プラットフォームを選んでいる。また、意見を聴く対象の子どもがオンラインツールにアクセスできるようサポートを行っている。
		15-2 オンラインツールを利用する際には、その利用によるリスクを想定し、安全予防策を加えている。
		15-3 背景の映り込みや、周囲の生活音など、メディア利用によるリスク予防について子どもたちと話し合ったり、安全性を高めるためのルールを取り入れている（例：背景を隠す機能やイヤホンの利用、名前の標記をどうするかなど）。
その他	16 フィードバック	16-1 子どもたちが、「意見を聴くだけ聴いて何もしてくれない」などと感じないように、意見を採用する（できる）、しない（できない）を含め、子どもの意見がどのように扱われたのかについて丁寧にフィードバックを行っている。
	17 個人情報の保護	17-1 参加する子どもの名前や所属などは、誰とどの範囲で共有する必要があるか、慎重に取り決めている。特に第三者や不特定多数の目に触れたり、子どもの権利や安全が脅かされる可能性がある場合は、ニックネームや仮名を使うことも検討している。
	18 メディア対応	18-1 メディアの取材が入る場合、取材目的と媒体、撮影範囲をよく確認している。子どもが取材を受ける際は、子どもが緊張・萎縮したり、不利益な状況にならないよう、取材の条件を検討している。

4. 安心・安全な子ども参加のための 確認ポイント項目に対応した事例集

子ども参加の場や機会の企画・実施において、安心・安全を確保するためには、子ども参加の事業担当者が、子どもたちにとってどのようなリスクがあり、なぜ対策が必要なのかについて理解する必要があります。「安心・安全な子ども参加のための確認ポイント」をより効果的にご活用いただくために、特に重要かつ具体的に行うべき事例がイメージしやすい項目について、日本国内の子ども参加の先駆的自治体（神

奈川県川崎市、兵庫県尼崎市、宮城県石巻市（ヒアリング順に掲載））と、海外のセーブ・ザ・チルドレンオフィスで子ども参加を行っている担当者へのヒアリングを基に、事例をまとめました⁷。実践に基づく安心・安全な子ども参加のための留意点やリスク回避のための対策について、それぞれの自治体における具体的な取り組みの参考にさせていただくことが、本事例集の目的です。

ヒアリング対象

国内先進自治体の取り組み （ヒアリング実施順に記載 ※ただしこれら自治体からの回答は、自治体が特定できないよう記載しています。）

神奈川県川崎市

川崎市では、全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」を施行し、子どもの意見表明や参加を促す取り組みを先駆的に行っている。条例施行から20年以上が経過し、子どもたちを取り巻く環境などの変化も踏まえて、より幅広い子どもの声を聴くために、今の時代にあわせた仕組みの構築を進めている。

兵庫県尼崎市

尼崎市ユースカウンスル事業「Up to you!」は、若者が直面する課題や解決策を尼崎市に提案したり、自ら実践していく取り組みで、中学生から大学生が所属し、個人やグループで活動を行っている。月3回全体会議を行い、8月には市長などに提案する「活動報告会」を行っている。そのほかにも「若者がきがねなく、社会に参画できるまち」をビジョンに若者向けにイベントなどを開催している。

宮城県石巻市

石巻市では、子どもの権利を柱として、子ども参加で運営されている児童館「石巻市子どもセンター（らいつ）」の指定管理者選定において、子どもの意見が反映されるよう、子どもたちが選定（プレゼン）の場に参加して、申請団体の発表を聴き、大人の選定委員に意見を伝えられる取り組みを実施している。

海外セーブ・ザ・チルドレンオフィス

HENK VAN BEERS（ヘンク・ヴァン・ピース）

セーブ・ザ・チルドレン・インターナショナルの子ども参加グローバルリードで、セーブ・ザ・チルドレン全体の事業における子どもの参加に関する調整と戦略立案を担当。また、セーブ・ザ・チルドレンで子ども参加の実務に携わるさまざまな国や地域のスタッフや関係者に向けて、子ども参加に関するアドバイスや技術的指導を行っている。

EUNAH JEONG（チョン・ウナ）

セーブ・ザ・チルドレン・韓国の社会啓発アドボカシーチームのマネージャーで、韓国全土での子どもの権利教育の企画・運営、子ども参加に関心のある子ども関連施設・団体の実務者・従事者及び一般市民を対象としたワークショップの企画・運営のほか、子どもの参与権に関する新しい教育コンテンツの開発や子どもの権利と子どもの参加に関するアドボカシー・キャンペーンを実施している。

⁷ヒアリング詳細は、巻末参考資料「安心・安全な子ども参加のための確認ポイント事例ヒアリングについて」をご参照ください。

1. 組織内調整

（チェックリスト 1-1 子ども参加の目的や、どの段階・程度・期間子どもが関わるのか検討し、組織内で合意が取れている）

子ども参加の事業を単なる「意見聴取」として終わらせず、集められた子どもたちの声を住民の声として正当に施策に活かすべく受け止めるためには、組織として子ども参加を行う意識の醸成・共有を図る組織内調整が一番の鍵になります。管理職を対象とした子どもの権利・子ども参加の理解促進のための研修や、普段子どもに関わる機会の少ない部署の施策でも子ども参加が主流化されるための調整、また子どもへの総合的な支援の意義を共有する方向で、教育委員会とも協働していくことなどが重要だという声が、ヒアリングで聞かれました。

●組織内研修

▶令和5年（2023年）4月から「こども基本法」が施行されたことに伴い、全庁的に子どもや子育て世帯から意見を聴く機運を醸成するため、市職員（主に課長級・係長級）を対象として「こども基本法に関する職員研修」を実施し、子どもの権利や子ども参加の取り組みについて理解を深めた。研修の効果もあり、その後実施した「市長に子どもたちの声を届ける企画」では、関係課職員も聴取の場に同席し、要望という形での構えた聴取ではなく、市長へ声を届ける子どもたちの様子を一緒に見守りながら寄り添って聴くことで、意見反映につながる協力体制が構築された。

●普段子どもに関わる機会の少ない部署の施策でも、子ども参加が主流化されるための調整

▶自治体の子ども参加担当職員は「子どもたちの声をちゃんと聞こう」と提案を受け止めるが、それ以外の課の職員は、子ども参加を知らなかったり、興味がなかったりする。そのような普段子どもに関わる機会の少ない人たちと、どのように調整していくかが重要。規模の小さい自治体なら、関係性が作りやすいのではないかと。部署をまたぐと、書面だけの調整だと難しいので、庁内調整が大事。また、教育・青少年系の課だからといって、子ども参加が理解されているわけではなく、個人差がある。

●庁内調整・教育委員会との連携

▶教育委員会事務局との連携が大切だと思う。他自治体の話を聴くと、「教育委員会事務局との連携がとりにくい」との声をよく聞く。理由としては、教育委員会事務局側が「学校、先生への負担が増えるのではないかと」思っているから。しかし、多くの子どもが通う学校の協力なしに、本格的な子ども参加を市の職員だけで行うのは難しい。学校にとっても、その活性化のために子ども参加が欠かせないという認識の醸成が求められている。

▶したがって、子ども参加を始める上で、まず市の職員・学校職員の考え方を整理することが大切。子どもたちの声を聴くことの行政側のメリットとして、行政課題やカリキュラムなどの実務に照らし合わせた効果や活用方法についても共有することが大切なのではないか。「子どもの権利を守る」ということのみならず、子どもをパートナーとしてとらえ、声を聴く場面から、具体的な活用やフィードバックの場面までの仕組みのイメージを共有して、大人側の聴く姿勢を作っていくといいのではないかと。

2. 多様な子どもたちが参加するための工夫

（チェックリスト 1-4 子どもの意見を聴く際には、子どもの年齢や発達段階、特性に配慮をしている。チェックリスト 2-2 会場を利用する場合は、子どもにとって使いやすい設備であるか、安心・安全に過ごせるか、また、子どもが自由に意見を出すという企画趣旨に合った会場の設計になっているかを確認し選んでいる。）

多様なバックグラウンドの子どもたちを巻き込むのは、子ども参加を企画し、進める中で特に難しい課題です。子ども参加の事業を行政の担当者のみで実行しようとするのではなく、当事者である子どもたちと普段から日常的に関わっている団体と協働したり、大人側が開催場所として都合のいい場所へ子どもたちに来てもらうのではなく、子どもたちがいるところに大人が出向くこと（アウトリーチ）が大切です。さらに企画実施時には、まず申し込みフォームなどで配慮事項について聞く機会を設け、参加する子どもたちの年齢、障害の有無、ジェンダーなどを考慮してさ

さまざまなバックグラウンドの子どもたちの参加に適した会場や設備、ファシリテーターの設置、開催時間の設定などを行うことが重要であることが、先進自治体の実践から見てとれます。

●申し込みフォームでの工夫

- ▶子ども会議への応募申し込みフォームで、配慮してほしいことを聞くようにしている。ただ、子どもたちとの関係性ができないとわからないこともある。関係性が深まる中で、相談を受けたりすることもよくある。そのため、なるべく保護者にさまざまなお知らせをしたり、手紙を送ったりして、子ども会議の様子ができるように関係性を築いたり、会って対話したりしている。そのほかには、配慮が必要な場合、個人情報保護に留意したうえで、保護者や学校と事務局が連携して、子どもの普段の様子を聴くなど、あらかじめ配慮できることを、事務局・サポーターと共有し、把握しておく。子どもが安心して参加できるようにするためにも、子どもは守るべき存在であることも考え、子どもについて知っておくべきこともある。
- ▶子ども参加企画への申し込みフォームで、本人の都合・配慮してほしいことを記入できる欄を作っている。継続的な活動を行う場合、例えば中学生が門限があると記入していたら、ミーティングの時間、実施場所など含めて、参加する子どもみんなで決めたりする。「この時間でも大丈夫?」、「その日だったらいけるので大丈夫」など、対話を行い、気遣うことができる。

●年齢層に関する工夫

- ▶1つの企画でさまざまな年代の子どもたちの意見をまとめるのは難しい。ターゲットごとに、いくつか「問い」を用意して、全体の子どもたちの声を聴くようにしている。低学年の子どもと高学年の子どもは分けて、グループを作る。例えば、「ITをどのように学校で生かすか」というテーマで話し合いを行った際、中学生は部活動への活用に

ついて、小学生は教室での活用など、年齢層によって関心のあるトピックが異なっていたため、分けて議論を行うようにしている。

- ▶1回だけでも参加できる企画、体験デーなど、気軽に参加できるような場を用意している。子ども会議は月2回10～15時で、参加のハードルが高い。参加申し込みがあって、活動概要について説明すると、諦めてしまう子どももいるが、実際、子ども会議に参加してくれた子どもに意見を聴くと、「子ども会議ってかたそう」、「大変そう」、「でも実際入ったら楽しかった」という意見があった。そのため、「子ども会議を体験して、この際だから言いたいことを言っちゃおう!」という体験デーを企画した。小学生9名の参加者のうち、6名が登録してくれた。このような参加のハードルを下げるような新たな取り組みを行ったことで、より多くの多様な子どもが参加することができるようになった。
- ▶中学生と大学生が会議を行う際、発達段階の違いがむずかしい。どちらかによせると、どちらかがむずかしくなる。不登校の子どもも多いので、同じ話をしている、言葉としてついていけないといったこともある。これらの反省を踏まえ、会に参加するメンバーに、代表・副代表などと役割を設けている。代表・副代表と個別でも話せる場を作る。そして、職員と代表で、1対1の会議をする。その際に、「活動を進めるうえで、皆の時間があわなくなってきた」などの、グループ内の課題を解決する場を持っている。

●障害などに関する工夫

- ▶障害など、多様なバックグラウンドを抱える子どもを送り出す大人側に、心理的なハードルがあるのではないかと。子ども会議について議論を行っている際に、支援学校の先生から「支援学校の子どもも参加させたいが、難しいのではないかと」の声が上がったことがある。だからこそ、推進会の

中での大人への対話を通して、どんな子どもでも参加できると伝え、受け入れる側の工夫に加えて、送り出す側の後押しにも意識している。

障害のある小学生の参加の例

- ▶子ども会議に障害がある子どもが来てくれている。メール申し込みの中で、問い合わせを保護者からもらったので、「どんなことを配慮したらいいのかについて、事前に会って確認して進めていきましょう」と答え、ヒアリングを行った。配慮事項、救急時の対応、在籍校の養護教諭との連携など、保護者の了承の上、学校と連携して予備知識を持った上で改めて保護者と話し、参加できるということになった。手続きさえちゃんと踏めば、どんな子どもでも参加できると伝えていきたい。

社会から疎外された子どもの参加 (セーブ・ザ・チルドレン・韓国スタッフより)

- ▶セーブ・ザ・チルドレン・韓国では、大学と協力し、子ども参加に関わるスタッフや自治体職員向けの子どもの参加ガイドを2020年に作成した。また、多様なバックグラウンドを持つ子どもたちの中でも特に発達障害のある子どもたちの参加が疎外されてきたことを課題とし、発達障害のある子どもの参加についてのガイドラインを作成した。ガイドラインでは、豊富な具体例とともに、発達障害のある子どもの参加のための原則、企画の基本設計、実践的な注意点などがまとめられている。

参考資料：セーブ・ザ・チルドレン・韓国 発達障害のある子どもの参加についてのガイドライン（英語）



●会場・設備などに関する工夫

- ▶配慮すべき点としては、対面実施の場合、会場までの道中の安全、会場の段差・多目的トイレの有無など。動線などにも配慮がある。そして、さまざまな子ども（例えば障害のある子ども）が参加する際に、担当者ができること・できないことをはっきりさせ、保護者と確認していくことが大切。例えば、送迎については保護者に頼むなど。
- ▶事前ワークショップは、子どもたちが緊張し過ぎず安心して楽しく参加できるように配慮し、子どもたちが日頃過ごす児童館で開催した。プレゼン審査への同席や大人委員への意見発表は、市役所会議室で実施したが、事前ワークショップの振り返りや申請者のプレゼン聴取後に子ども委員一人ひとりが意見をまとめるための子ども委員会議室を別に設けた。また、子ども委員会議室では、振り返りがスムーズに行えるようにパソコンやスクリーンを設置し、子ども委員同士の話し合いが展開しやすいように、机を円形に（まるく）配置するなど、会議の環境づくりにも配慮した。

●ファシリテーターの設置や時間設定などに関する工夫

- ▶事前ワークショップの時間は3時間と設定。参加する子どもは小学生から高校生世代まで幅広い年代のため、小学生にはファシリテーターが問いかけるように進めながら、子どもたちの声「呟き」を、誘導にならないよう本人に確認しながら意見をまとめるサポートを行った。また、適宜休憩や、気分転換にゲームを取り入れ、楽しい雰囲気心掛け、丁寧に準備・進行した。
- ▶プレゼン審査当日の時間は、大人の選定委員による審査も含めて全体で3時間と設定。子どもによっては緊張や疲れもあったので、子どもたちが安心して参加できるように、子ども委員の側にファシリテーターや職員を配置したことや、保護者に子ども委員の近くに着席いただくなど配慮した。実際、子ども委員が大人の委員へ意見を発表する際、緊張して発言できなくなる子どももいたが、本人の同意を得て別の子ども委

員が代読するなど、臨機応変に対応した。あらかじめ、基本ルールである「参加、守秘、尊重など（ほかにも子どもたちが大切にしたいことがあれば）」を確認し、どんな意見でも伝えられる場であることを参加者全員で共有して進めることで、子どもが安心して意見を出しやすい環境づくりにつながった。

・潜在的な問題への対応

▶子どもたちが集まる場で、子どもが抱えている障害や問題などを聞き取るのは難しい。だから、集まりの後の時間に、スタッフと子どもの小グループで話す時間を大事にしている。例えば、プログラム上は2時間でタイムスケジュールを組むが、実際は2時間半～3時間で押さえ、子どもたちと個別に話す・関係性を築けるような時間を取るようにしている。このように関係性を築いていくと、あとから「こういうことに配慮をしてほしかった」ということが出てきても、関係性を築けているので「ごめんね」と謝って、すぐに改善につなげていくことができる。

▶難しい点としては、スタッフ対子どもだと、スタッフで配慮ができるが、子どもたち・若者同士だと、配慮事項について個別具体的なところまで伝えられないため、子ども同士の衝突が起こることがある。グラウンドルールは作っているが、個別の状況に関して対策を行うのが難しい。

・保護者への対応についての工夫

保護者が配慮してほしい点についての聞き取りは、基本的には行っていない。申し込みフォームについては、本人から。参加同意は保護者にもらっている。保護者からスタッフに対して、連絡が来ることはあったが、子どもたちの中には、参加の場に来ていること自体も保護者に知られたくない子もいる。

3. 人材育成

(チェックリスト 3-1 子ども参加の企画を実施するスタッフが、子どもの権利や安心・安全な子ども参加についての理解のための勉強会を行ったり、研修を受講している。)

子ども参加の企画は地域の实情に合わせて行われるため、安心・安全な子ども参加の実現のためには、担当するスタッフの子どもへの権利や子ども参加に対する理解が重要です。新しい人材の採用や、子ども参加に関わる人材への研修については、先進自治体でも悩みながら進めている状況が伺えます。

・新しい人材の採用について

▶今まで、子ども会議の卒業生がスタッフとして参加してくれていたため、子どもの権利や子どもへの接し方などを把握していた。しかし大人と話し合う企画を新設した際に、事前に参加する大人に対して、「子どもたちをパートナーとしてとらえよう」、「大人が長くしゃべらないように」と伝えていても、実際子どもたちと話す際に、長く話してしまったりする人もいます。適性のある人を見つけるのは難しい。

▶また、ボランティアで参加してもらうと選考を行うのが難しく、想いを持って参加を希望してきてくれたが適性がない人を断ることが難しい。子どもたちにとって物理的な「場所」だけでなく、「人」も居場所になり、とても重要だからこそ悩ましい。そのため、これから新しく人を増やすとしたら、いまままで交通費のみの支給だったが、有償にすることも考えている。謝礼があることで採用した人に信頼感を伝えられるし、責任感を持ってもらえるのではと思う。

▶一方で、社会全体で子どもたちのことを考えていく地域づくりを進めていくためには、少しでも子どもたちのために活動したいという方には、協力を求めていきたいとも思っており、子どもの安全や安心を担保しながら、協力者を増やしていくための工夫が必要とも考えている。

・子ども参加に関わる人材への研修

▶子ども参加に関わるスタッフに対して、市の職員などが関わる場合も、広く市民向けに行っている2時間の研修に参加してもらう。前半はインプットの時間（事例紹介や参加している子どもたちについて）、後半はグループでケーススタディを行う。例えば、よくありがちなケースとして、「子どもや若者の気持ちを、否定して入ってしまう、大人の都合を伝えてしまう」ということがあるので、子ども・若者の気持ちに寄り添うなど、大人の聴く姿勢について伝えたりする。

4. 行動規範

(チェックリスト 3-3 ほかの団体や外部人材と一緒に取り組む場合、子どもの権利や安心・安全な子ども参加について理解をするよう、子どもと接する上での注意事項(行動規範)の説明の機会を設け、誓約を得ている。チェックリスト 3-4 大人の参加者が、子どもの権利や安心・安全な子ども参加について理解をするよう、子どもと接する上での注意事項(行動規範)の説明の機会を設け、誓約を得ている。)

子ども参加を含め、子どもと接する場面を伴う場面で、体罰、性的暴力、差別、排除、暴言など、子どもの人権を侵害するような行為が行われないための活動と運営を図る組織的な取り組みを、「子どものセーフガーディング」といいます。活動に関わる大人一人ひとりが子どもと適正な関係性を築くために、すべての関係者が注意すべき事項を、行動規範として明確に定め、地位や関係性を乱用した虐待や搾取を防ぐことが重要です。行動規範については、行動規範を設け運用業務仕様書などで言及を行っている自治体がある一方で、今現在は規範を明確に設けず振り返りミーティングでその日の出来事や相談事など共有を行っているが、新たな人材の採用などを踏まえ、今後作成することを検討しているといった声も聞かれました。

・行動規範づくり

▶行動規範をつくり、指定管理者管理・運営業務仕様書に「職員及びボランティアは、行動規範に基づき行動すること、子どもの最善の利益に立ち、子どもの権利を守り、子どもの主体性を尊重し行動すること」を明記している。

・振り返りミーティング

▶具体的な行動規範は、明文化されていない。しかし、サポーター同士で、毎回振り返りミーティングを持っている。例えば、同じ子どもであっても、新学期などタイミングによって気持ちが異なり、当然対応が変わる。そのようなことを踏まえて、子どもへの接し方や雰囲気づくりなどについてミーティングで話す。通年でやってきたサポーターがいたからこそできる。新しくサポーターを公募する際は、行動規範みたいなものをあらかじめ定める予定(誓約書など)。どのようなものを作ればいいのかについては、模索している。

行動規範参考資料:セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 子どものセーフガーディング



5. 大人の聴く姿勢について

(チェックリスト 7-1 子どもの意見を聴く大人が、安易に話を受け流す、子どもの話を聴くのではなく自分の話を長々とする、意見の誘導を行う、子どもが考えをまとめるのを待たずに早々に対話を打ち切ってしまう、子どもの意見に対して大人が評価を下す、といった態度を取らず、子どもが主体的に意見を表明できるよう子どもをエンパワーするなど、事前に望ましい「大人の聴く姿勢」に関する説明をしている。)

子ども参加の機会や場において、ジェスチャーやマインドセットを含め、意見を聴く側の大人の姿勢はとても重要であり、大人が子どもの権利について十分に理解した上で子ども参加の場に臨むための研修の実施は必要不可欠です。大人が子どもの意見を聴く姿勢をあらかじめ知っていることは、参加する子どもたちからも求められています。例えば、2004年子どもの権利条約フォーラムで、子どもたちが考えた子どもと大人が初対面で話し合うためのルールが、「気づきのルール(ページ下部掲載)」です。今回のヒアリングでも、子どもと直接接する大人に加え、意思決定を行う大人への研修が必要だという意見が聞かれました。

・対象を分けて行う研修(セーブ・ザ・チルドレン UK スタッフより)

▶研修を行うべき大人は2種類いる。まず、子どもと直接接する・コミュニケーションをとる大人に求められるのはコミュニケーションスキル、ファシリテーションスキルなどの実務的な研修。一方、自治体の首長など、子どもの意見をもとに意思決定を行

う大人は、マインドセットを変える必要がある。求められる研修は、子どもの権利や、「子ども」の捉え方についてなど。

▶子どもの意見をもとに意思決定を行う大人について、具体的には、「子どものころに戻って、大人に不公平に扱われた経験を思い出す」というワークショップを実施している。安心・安全な空間を作り、子どものころの経験や感情を思い出してもらい、状況分析を行う。多くの人が、自分の意見が聴かれなかったなどの「不参加」がそのような経験の根本にあることが多いので、子ども参加に進む大人のファーストステップとして、とても影響が大きかった。対象は、警察や議員、自治体職員など。カンボジアで多く行った。

大人向け研修参考資料: Adults First! An organisational training for adults on children's participation. (英語)

・大人への子どもの権利に関する啓発は、何から始めるべきか

▶11月20日(世界こどもの日)前後に、学校で子どもの権利について学ぶ時間を毎年取っている。パンフレットを、子どもだけでなく、親、先生にも配っている。時間をかけて行ってきた。しかし、自治体の子どもの権利条例について、作成当時はかなり反発があり、時間をかけて現在のような、子どもの権利が広く認知されている状況にまで至った。学校で子どもの権利について子どもたちが学習する機会を作り、子どもが大人になったときに意識が変革している、というのが案外近道で確実なのかもしれない。

6. フィードバック

(チェックリスト 16-1 子どもたちが、「意見を聴くだけ聴いて何もしてくれない」などと感じないよう、意見を採用する(できる)、しない(できない)を含め、子どもの意見がどのように扱われたのかについて丁寧にフィードバックを行っている。)

子どもの意見表明権を保障するということは、子どもから寄せられる意見すべてに対して応えるということではなく、子どもの意見を適切に検討し、検討プロセスや結果について子どもたちに伝えるということです。ヒアリングでは、組織としてフィードバックを行う場合、内部の確認などに時間を要し子どもへのフィードバックまで時間がかかるため、担当者個人レベルでのフィードバックから始めていくのが良いのではないかと、この意見が寄せられました。

・個人レベルのフィードバック

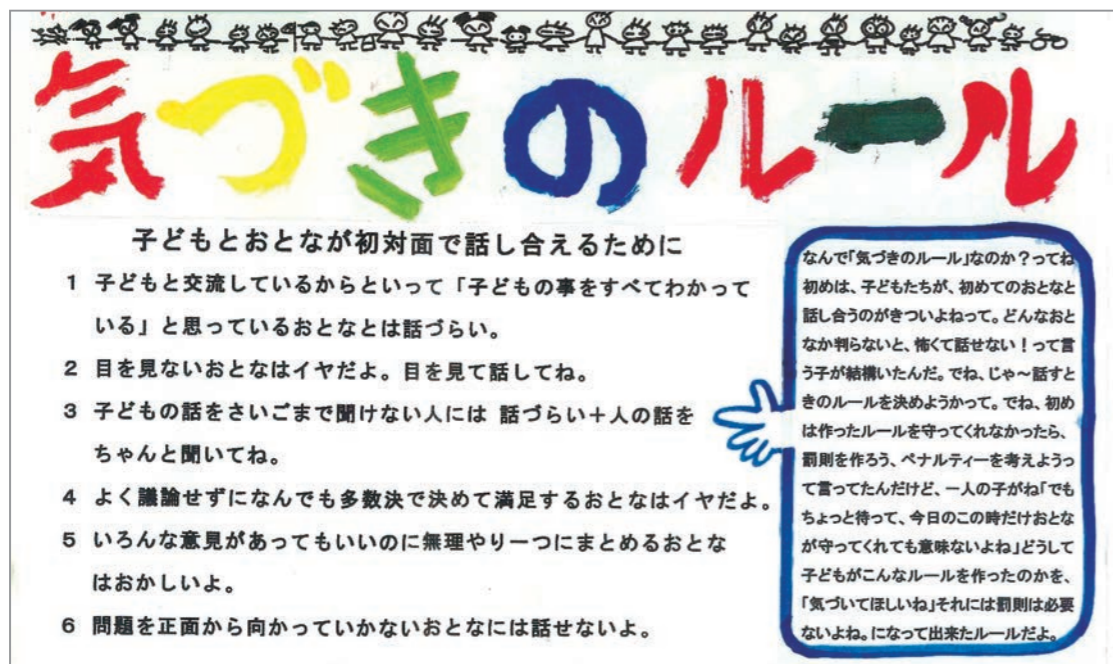
▶行政の一步目のフィードバックは「参考にさせていただきます」などの仰々しい形になりがち。意見に対する正式な文書回答として「貴重な意見を参考にさせていただきます」と答えるのではなく、課題があってもできない場合はできない、と言っているだけで、なぜできないのか、ちゃんと説明することが大事。子どもの声を聞くだけでなく、子どもをパートナーとしてとらえて、大人も同時に検討してレスポンスすることが大切。

▶いきなり1年間活動を行って子どもと大人も話し合っただけフィードバックしていくというシステムを始めるのはむずかしい。例えば、行政としての返答や反映を行うには内部・議会の確認など必要になるので、まずは「その業務を担当する職員個人として、今の話を聴いて〇〇と思った」などと、担当の職員が個人レベルで返していく方法であれば、ハードルも低いし、始めやすいのでは。

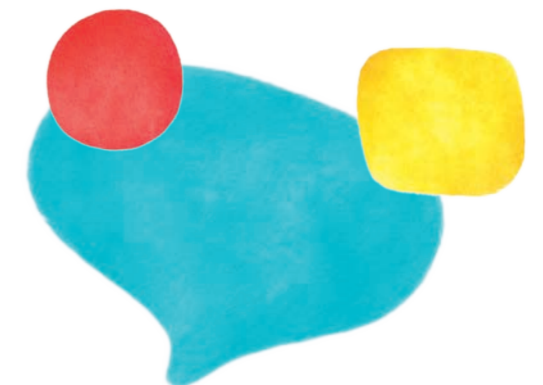
▶例えば、子どもと市長が会った際、「ボール遊びがしたいので、公園を大きくしてほしい」という提案に対して、市長が「市長の立場での回答ではないけど、みんなの話をきいて個人としてこう思った」と、フランクにどう思うかも伝えていた。子どもの意見を聴いたことで、個人として「こんな気づきがあった、こんな行政課題を感じた」と返していくことも、子どもたちにとって、しっかり受け止めてもらえたという実感があったようだった。

・主権者教育

▶子ども会議の活動は主権者教育。主権者教育は、「投票に行こう」といったようなものと考えられがちだが、例えば、小学校1年生から自分の関わることについて課題・改善していきたい思いを発信して、自分で変えていこうとすることが、主権者教育である。例として、学級会でクラスの変えたいところについて議論するなど。学校の中などで主権者教育をきちんとやって、他者との相互理解や意見が形になっていくことを経験することで、子どもたちのモチベーションにつながっていくのでは。



(参考)「気づきのルールー子どもとおとなが初対面で話し合えるために」(子どもの権利条約フォーラム2004いばらきIN取手)
出典:子どもの権利条約ネットワーク「パネルで見る 子どもの権利条約フォーラムの30年」15ページ



子どもの参加の促進のために—おとなの皆さんへ

喜多 明人 子どもの権利条約ネットワーク代表・早稲田大学名誉教授

子どもの参加を促進していく上では、みなさんが子どもの権利の視点に立つことが大切です。つまり、子どもの権利としての参加が目標となります。それはどういう意味でしょうか。

子どもの参加を促進するという事は、単に子どもの意見を聞けばいい、形だけでも参加させておけばいい、ということではありません。もしそのような扱い方をしたならば、

子どもたちは失望するでしょうし、二度とおとなを信用しなくなると思います。

子どもが意見を言ってよかった、参加してよかったと思えるようになるためには、子どもたち一人ひとりが、自分自身の意思が受けとめられて社会的役割を果たせたと思えた時、その社会で自分の存在感を感じることできた時ではないでしょうか。

ロジャー・ハートという環境心理学者は、子どもの「参加のはしご」をモデル化して、子どもの参加を論じていますが、「あやつり」や「みせかけ」の参加ではなく、「真の参加」にしていくためには、子どもが参加することでおとな社会の意思との共有がはかられること、共同決定していくことが目標であると言っています。その社会の構成員として子どもとおとなが共同決定していくコミュニティー、そのことを子どもとおとなのパートナーシップと表現しています。

子どもにかかわる問題の意思決定をおとなが独り決めるのではなく、子どもの意思が反映され、子どもの直接的な参加が確保されることが求められているのです。

これまで日本では、とかく「子どものいうことじゃないか」とか、子どもの意思が軽んじられ、おとなの思惑、意向、期待などを子どもに押し付けがちでした。そういうおとな優位の社会、おとなが圧倒的な権力を持っている社会では、子どもが意思決定に割り込んでくることを好みませんでした。ですから、「子どもの権利」の視点を持ち込むことに対しては否定的であり、むしろ逆に、子どもの権利はわがままを助長する、とか、権利を言うなら義務を果たせ（「そんな生意気なことを言う前にやるべきことをやれ」）という言い方で子どもの意見を抑え込むことが多かったのです。

子どもの権利という言葉は、もともとchild rightsの翻訳語であり、日本語ではありませんでした、とくに「権利」という訳語は、権勢をほこるの「権」、と利益・利潤ばかり追求するの「利」が合成された言葉であり、権利主張はわがまま、という誤解が生じやすい訳語でした。しかし、本来、rightsという言葉は、当然のこと、正当なことという意味合いがあり、子どもの当然の人間としての意思や要求を社会的に承認していくことを指しています。だからこそ、2023年4月1日に施行した子ども基本法では、子どもの権利条約に依拠した総合的な子ども施策の整備がうたわれ、その中でとくに、子どもの意見の尊重と、おとなの利益ではない子どもの最善の利益の優先的な配慮がうたわれたのです。そして、子どもの社会的な参画（子どもの権利としての参加と同義語）の確保も明記されたのです。

5. おわりに

本事例集にて示した安心・安全な子ども参加は、一朝一夕に実現可能なものではありません。庁内における子どもの権利の理解の共有、教育機関を含め子どもが集まる場所など地域内のさまざまなステークホルダーとの理解のすり合わせと調整、子どもへの配慮など、運営側が留意すべき事項が多岐に渡る取り組みになるからです。一方、本事例集作成のために行ったヒアリングでは、自治体職員の方々から「子どもをパートナーとして捉え、子どもたちの声を聴くことで、新たな行政課題に気づききっかけになる」、「実務に照らし合わせ、子どもたちの意見をどう活用するかのイメージを持って取り組むことで、庁内で協力して事業を進めていくことができる」、「人口減少が進む地域でも、子どもたちが一度離れてもまた戻ってきたいと思えるようなまちを作ることにつながる」、「どんな子どもでも、手続きさえちゃんと踏めば参加できる」など、子ども参加事業の意義ややりがいについての声も多く聴かれました。

こども基本法とこども大綱を基盤として子どもの権利が保障され、子どもの声が聴かれ、活かされる社会を実現するためには、地方自治体における安心・安全で意義ある子ども参加の実践が今後一層、その重要度を増していくことが考えられます。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンはこれからも、自治体職員向け勉強会の開催による実践や事例の共有、また、国や地方自治体への提言活動などを通して、安心・安全で意義ある子ども参加が実現されるよう活動を続けていきます。（2024年7月）

【本事例集に関するご感想やご質問・お問い合わせなど】
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
アドボカシー部（担当：山内、武田）
メールアドレス：japan.advocacy@savethechildren.org
TEL:03-6859-0015（平日9:30~18:00）
FAX:03-6859-0069

7. 参考資料

安心・安全な子ども参加に関する自治体職員の課題意識

「子ども参加における、子どもの安心・安全の確保」をテーマに開催した第2回自治体職員向け勉強会（2023年8月開催 主催：セーブ・ザ・チルドレン）のアンケートによると、「安心・安全な子ども参加のための確認ポイント」について、自治体職員が具体的なイメージを持ちにくい項目、また自治体において独自の「安心・安全な子ども参加のための確認ポイント」を作成する場合にハードルになりそうととして、以下のような内容であることがわかりました。

【事前質問より】

Q. 「安心・安全な子ども参加のための確認ポイント」について、具体的なイメージが湧きにくい項目や、内容について質問したい項目はありますか？（自由回答から一部抜粋）

「安心・安全」の考え方
安全・安心な子ども参加とはどのような視点なのか。個人情報保護なのかそれとも個人の尊厳なのか？
企画
参加する子どもたちの年齢層の幅が広い場合に、どのような会議体の運営が良いのか。
募集・参加条件のうち、同意・情報管理について、保護者同意書の作成のポイントについて知りたい。
子どもが意見しやすい環境やきっかけ作りをするにはどうすれば良いか？
意見聴取の方法
大人の聴く姿勢について。子ども施策と直接関係ない行政職員との上手な共通認識の持ち方など
具体的に子どもから意見を引き出しやすくなるような方法
「子どもの年齢や発達段階、特性に配慮をしている」とありますが、この年齢にはこういった配慮をした方が良い、などの基準が難しく感じる
そのほか
子どもたちの意見に対してフィードバックをする際の具体的な方法
『子ども間の衝突・対立があった場合に、まず子ども同士の解決を促している』とあるが、子ども同士だけで力関係や言語化の能力から自身の意見を伝えることが難しい場合もあるのではないか。

Q. 「安心・安全な子ども参加のための確認ポイント」を作る場合、具体的にどのようなことがハードルになりそうと感じますか？（自由回答から一部抜粋）

▶一概にフィードバックが大切といっても何に対してどこまで返すのが妥当か、判断が難しい。

▶声をあげにくい子ども、意見表明が不得手な子どもの意見をくみ取る方法など。

▶人員の配置、会場の選定など、自分の業務環境で対応できない（予算の関係など）ことが前提になって話が進むと、実際にはできないことが生じてしまう。また、行政のワークショップなどは子どもと初めて会うことも多く、どのような子かわからないまま進めてしまうので、実はマニュアル通りに進めると子どもの成長を阻害することがあるのではないかと感じる。

▶職員や関係者の本質的な理解

▶子どもの意見のフィードバックに関して、行政でできることとできないことがあり、すぐにはできないことに対してどのように子どもが満足するフィードバックを行うかが難しいと感じる。

▶人員体制とワークショップの技術など

▶子どもの権利に対する各関係機関の理解や連携の希薄さ

また、事後アンケートからは、「安心・安全な子ども参加」やセーフガーディングについて、それぞれの自治体において日常的に留意されていた部分もある一方、配慮が足りていなかった点もあるという声や、マニュアルに沿って行動するだけでは対応困難な事例もあることを指摘する意見もありました。また、好事例や対応に困難を感じた「揺らぎ」の共有のための継続的な自治体担当者間の交流の場の設定、「安心・安全な子ども参加」を実現するための啓発活動・人材育成の必要性がアンケートから見てとれました。

※セーフガーディングとは：活動に関わる子どもたちの権利に反する行為や危険を防止し、安心・安全な活動と運営を目指す組織的取り組み



※自治体勉強会の事前・事後アンケートについて、詳しくはこちらから

安心・安全な子ども参加のための確認ポイント事例ヒアリングについて

期間：2023年7月～9月

対象：国内先進自治体（ヒアリング実施順に記載）：神奈川県川崎市、兵庫県尼崎市、宮城県石巻市
海外セーブ・ザ・チルドレンオフィス

：Henk van Beers, Global Lead Child Participation, Save the Children International

Eunah Jeong, Manager of Public Awareness & Advocacy Team, Save the Children Korea

質問項目

国内先進自治体

Q.子どもが安心していられる環境づくりのため留意していること、または取り組んでいて難しかったことは何ですか？

（項目例）

- 多様なバックグラウンドの子どもが参加するための工夫
- 子どもにとって使いやすい設備が整っているか、安心・安全に過ごせる環境であるか、企画趣旨に合った会場設計になっているか
- 障害のある子どもなど、配慮が必要な子どもたちが参加しやすいよう配慮をしているか
- 子どもの声を聴くファシリテーターの設置や日常に合わせた会議の開始・終了の時間設定など
- 子ども参加の場の基本ルールの設定
- 企画の目的・子どもの役割などについての説明
- 大人の聴く姿勢
- 子どもにわかりやすい情報提供

Q.職員をはじめとする子どもに関わる大人が、子どもに危害を与えないために留意していること、また、取り組んでいて難しかったこと、取り組む上でネック/ハードルになっている部分は何ですか？

（項目例）

- 大人の行動規範の明文化
- 参加する子どものための相談・救済窓口の設置
- 子どもへの安心・安全を守るための大人向けの研修
- リスク分析
- 参加同意書・肖像権利用承諾書の作成と保護者による確認と署名
- SNS発信・撮影などについての注意喚起
- 送迎方法と責任所在
- 災害発生時の連絡先や対応策の準備
- 子どもたち同士の衝突・対立の解決
- 子どもへの事後アンケート
- スタッフの振り返りミーティング
- 権利侵害があった場合の報告と再発防止
- オンラインツールのリスク分析
- 子どもへのフィードバック
- メディア対応

海外

【事例】

1. 子どもの参加による悪影響を避けるために、具体的にどのような対策がとられていますか。
2. 多様な背景を持つ子どもたちの参加は、どのように確保され、受け入れられていますか。
3. 現場で子どもと接する職員や大人に対して、どのような研修が行われていますか。
4. 安全で有意義な子ども参加のための環境づくりのために、具体的にどのような対策がとられていますか。

【子どもの参加に関する質問】

1. 子どもの参加を始めるために、政府や自治体がとるべき最初のステップは何ですか？プロセスを始めるにあたって、最優先事項として決めるべきことは何ですか？
2. 子ども参加に関わる大人の意欲を高めるには、どうしたらよいでしょうか？
3. どうすれば、子ども参加の経験の無い人たちに、子ども参加に伴うリスクを理解してもらえるでしょうか？
4. 最低限必要なものとして、こども家庭庁の参加ガイドラインのチェックリストに何を含めるべきでしょうか？
5. 子ども参加における子どもの安全保護方針の考え方と重要性は、各国内でどのように広まりましたか？

国内外の子ども参加に関わる資料集（2024年5月29日リンク取得）

子どもの権利について：

- 外務省「『児童の権利に関する条約』全文」
- 子どもの権利委員会「一般的意見12号：意見を聴かれる子どもの権利」
- セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「子どもも大人も学べる！『こどものケンリ』ウェブサイト」

子ども参加の施策について：

- こども基本法
- 内閣官房こども家庭庁設立準備室からの事務連絡
- こども大綱（特に第4-1 こども・若者の社会参画・意見反映）
- こども家庭庁「地方公共団体の皆様へ」
- こども家庭庁「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」

子ども参加のガイドライン：

- セーブ・ザ・チルドレン「子ども参加のための9つの基本的要件」
- こども家庭庁「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」
- セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「安心・安全な子ども参加のための確認ポイント」
- セーブ・ザ・チルドレン・コリア「発達障害のある子どもの参加についてのガイドライン（英語）」
- 欧州評議会（平野裕二訳）「いっしょに決めよう！ - 意思決定プロセスへの意味のある効果的な子ども参加の手引」

子どものセーフガーディングについて：

- セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「子どもと若者のセーフガーディング 最低基準のためのガイド」
- セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 子どものセーフガーディング」

大人の聴く姿勢について：

- Save the Children Sweden「Adults First! An organisational training for adults on children' s participation」（英語）
- Scottish Women's Aid「Are you a super listener?」（平野裕二訳）
- 平野裕二「子ども施策における子どもの意見の反映：子どもたちの意見を聴くときに配慮すべきこと」



本事例集のPDFデータ版はこちらから



Save the Children

セーブ・ザ・チルドレン

